

ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例の概要



1 条例制定の背景・目的

「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」策定から13年を経過し、見直しが必要

- ・障害者差別解消法や部落差別解消推進法などの立法化に呼応した体系的な取り組みが必要
- ・待機児童問題など女性の社会進出への対応が必要
- ・いわゆる“2025年”に向け、介護予防や生活支援体制の整備充実への取組が必要
- ・2020年東京パラリンピックやワールドマスターズゲームズ2021関西に、国内外から多くの人が兵庫を訪問 等

→ ユニバーサル社会づくりを県政推進の基本に置き、県民、事業者、団体及び行政の参画と協働により、ユニバーサル社会を実現していくことが不可欠であることから、基本理念と対策等を規定した条例を制定

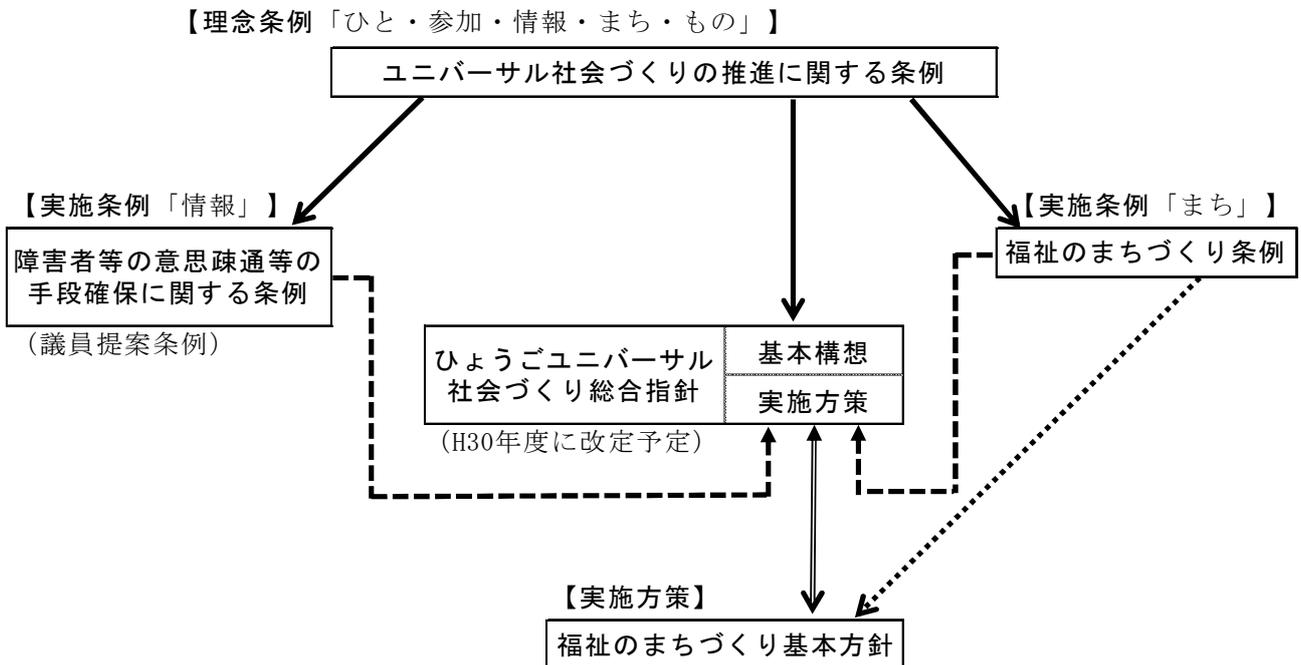
〔H29.8月にひょうごユニバーサル社会づくり総合指針による取組を検証するために設置したユニバーサル社会推進委員会から、「条例化が望ましい」旨の中間報告〕

2 条例の骨子

(1) 基本理念 (§1~2)	ひと	人と人が相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会	○総合指針の5つの基本目標を、ユニバーサル社会づくりを実現する5つの「基本理念」として定義 ○県民の参画と協働によりユニバーサル社会を実現することを規定
	参加	全ての人とその能力を發揮して、多様な社会参加ができる社会	
	情報	生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会	
	まち	福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会	
	もの	全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会	
(2) 役割 (§3~6)	県民	基本理念についての理解を深め、自らの生活を通じてユニバーサル社会づくりを推進	○ユニバーサル社会づくりを推進する各主体の役割を規定
	事業者団体	基本理念についての理解を深め、その活動を通じてユニバーサル社会づくりを推進	
	県	ユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定・実施	
	市町	区域の状況に応じたユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定・実施	
(3) 施策 (§7~12)	ひと	全ての人々が、地域社会の一員として、多様な立場を理解し、相互に、人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会が実現されるための施策を実施	○県が実施する施策の方向性を規定 ○総合指針は、条例を根拠とする実施方策として策定することを規定
	参加	全ての人々が、その能力を發揮して、地域社会における就労その他の様々な活動に参加することができる社会が実現されるための施策を実施	
	情報	全ての人々が、生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段を確保し、並びに自らが望む意思疎通の手段を選択する機会を確保することができる社会が実現されるための施策を実施	
	まち	全ての人々が、福祉のまちづくりを通じて、安全で安心して、自立した生活を確保することができる社会が実現されるための施策を実施	
	もの	全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及することができる社会が実現されるための施策を実施	
	上記施策を総合的に実施するための指針を策定		

(4) その他 (§ 13~15)	ユニバーサル社会づくりの推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、事業者等との協定の締結も含めた、必要な推進体制を整備	○現行の「ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議」「ユニバーサル社会づくり推進本部」を想定
	ユニバーサル社会の実現に寄与した者に対する表彰	
	必要な行財政上の措置その他の総合指針に基づく措置	

3 関係図



4 関係条例の整備

福祉のまちづくり条例の一部改正

福祉のまちづくり条例は、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例の実施条例として位置付けられることから、ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針と福祉のまちづくり基本方針は整合が図られたものとする必要がある旨を規定する。